

お知らせ版

発行/加茂市役所
〒959-1392 新潟県加茂市幸町
2丁目3番5号
TEL 0256-52-0080
FAX 0256-53-2729
ホームページ
http://www.city.kamo.niigata.jp
E-mail
kamo@city.kamo.niigata.jp
編集/総務課
印刷/菊いとう印刷

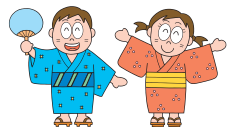
児童扶養手当の現況届、 特別児童扶養手当の所得状況届

現在、児童扶養手当を受けている人は現況届を、特別児童扶養手当を受けている人は所得状況届を提出してください。

この届けは、引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。届け出をしないと、手当の支払いが差し止められることがあります。

届け出の該当者には8月上旬に通知書を郵送します。

持ってくるもの 現況届または所得状況届、手当証書、印鑑と必要に応じ指定された書類、通



知書

届け出の時期と場所 8月10日(金)～23日(木)までに福祉事務所児童障害係

問い合わせ 福祉事務所児童障害係 (☎内線174)

国民年金

保険料の免除制度

所得が少ない等の理由で保険料の納付が困難な方のために、申請のうえ承認されると保険料

はがきの裏面に必要事項を楷書で記入し、ご応募ください(ファックス、持参も可)。

必要事項 投稿句、〒、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号

応募先 8月18日(土)までに加茂市商店街協同組合(〒959-1351 仲町1-34、☎52-0775、FAX 53-3434) ※入賞者には商店街共通商品券を進呈。

投稿句は10月1日～11月4日まで大通りアーケードに掲示されます。

の納付が免除、猶予される制度があります。

保険料免除制度 全額免除制度と一部納付(4分の1、半額、4分の3納付)制度。

納付猶予制度 30歳未満の方が対象の若年者納付猶予制度、学生対象の学生納付特例制度。

いずれの制度も原則として前年の所得を基準として審査されますが、退職(失業)等の理由で承認される場合もあります。

承認期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な資格要件(受給資格期間)に算入されます。

ただし、年金額を計算するうえで、10年以内に免除期間の保険料を追納しないと、その期間の年金額は通常に収めた分に比べ減額されてしまいます。

また、納付猶予期間は追納しない限り、年金額に反映されません。

年度ごとに申請 免除申請の期間は7月～翌年6月までが1年度となります。

今まで免除申請をしていた方で、引き続き7月以降も免除を希望する方は再度手続きが必要(年金事務所から「継続審査申出受付済み」の通知があった方は不要)です。

年金手帳、印鑑、失業中の方は雇用保険受給資格者証または離職票の写しをお持ちください。

問い合わせ 市民課国民年金係 (☎内線115)

夏季の

パスポート申請

お早めに



8月はパスポートの申請窓口が混み合いますので、早めに申請をお願いします。

パスポートは申請から受け取りまで、土・日・祝日を除いて10日間かかりますので、渡航日まで十分余裕を持って申請を行ってください。

申請・受取窓口 市民課
取扱時間 月曜日から金曜日まで(祝日と年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時まで
問い合わせ 市民課市民係 (☎内線114)

ながいきストリート

川柳募集 句題「夢」

ながいきストリート逸品フェアでは川柳を大募集します。句題は「夢」または夢を連想する言葉です。皆さんの元気の素や力を注いでいることなどを川柳にしてください。

思ったことを五・七・五にまとめれば、誰にでもできますので、ぜひご応募ください。

応募方法 1人2句以内(厳守)。

加茂病院は加茂市の宝 加茂病院を盛り立てましょう



休日当番医

9:00～17:00

月 日	当 番 医	☎
7/22 (日)	徳友医院	53-0167
29 (日)	須田医院	41-5025
8/5 (日)	星野内科医院	41-4141
12 (日)	小池内科消化器科クリニック	53-3355
15 (水)	いからし小児科アレルギークリニック	53-2250

文化会館ガイド

☎53-0842

第30回舞踊まつり チケット発売中

日時 8月26日(日)午後1時開演(特別出演 西崎美都扇長唄「浦島」)

前売券 全席自由800円(当日900円) ※チケットは文化会館、市民サービスセンター、参加団体にてお求めください。
◎毎週火曜日は文化会館の休館日です。



ギャラリー・コンサートガイド

◆第2回加茂デジカメクラブ作品展

会期 8月4日(土)～19日(日)
時間 午前9時～午後9時30分
※初日は午後1時から、最終日は午後4時まで
会場 市民ギャラリー(市民サービスセンター内)
問い合わせ 同クラブ坂上さん(☎52-2442)

新潟国際ビジネスメッセ 出展小間料補助制度

地域や企業規模を問わないビジネスチャンス拡大のための商談型産業見本市です。
市では市内企業が出展する場合、出展小間料補助制度を設けています。商工観光課商工振興係(☎内線132)にお問い合わせください。
会期 10月25日(木)、26日(金)の午前10時～午後5時

会場 新潟市中央区鐘木(新潟市産業振興センター)
出展料 1小間10万5千円(間口3m×奥行3m)
出展対象 ものづくり、情報、環境、健康、くらし・サービスなどに携わる業種(機械技術・製品、電子デバイス、情報サービス、省エネほか)
展示規模 180小間(予定)
締め切り・問い合わせ 7月31日(火)までに新潟国際ビジネスメッセ開催事務局(☎025-1285-12210、<http://messe-niigata.jp>)

研修テーマ(期間)	受講料
部下指導に活かすコーチング／(9/5～6、10/16)	30,000円
経営管理者養成コース／(9/11～14、10/16～19、11/13～16、12/11～14、1/22～25、2/18～22)	285,000円
ブル生産を目指した生産革新／(9/20～21)	24,000円
ムダをなくす在庫管理の進め方／(9/25～26)	21,000円

申し込みは、中小企業大学校三条校(☎38-0770)へ。
また、市では中小企業大学校三条校などの研修受講に対し、中小企業研修受講料補助金制度を設けています。受講前に商工観光課商工振興係(☎内線132)にお問い合わせください。

職種	採用人員	受験資格(いずれも取得見込みを含む)
看護 准看護師	3名程度	看護師または准看護師の資格を有する人
機能訓練指導員	1名	理学療法士または作業療法士の資格を有する人
管理栄養士	1名	管理栄養士の資格を有する人
介護職員	10名程度	平成25年3月に短大、専門学校以上を卒業見込みの人

加茂福祉会では平成25年1月採用の管理栄養士、平成25年4月採用の看護師・准看護師、機能訓練指導員、介護職員を次のとおり募集します。

採用条件 ①普通自動車免許を有する(取得見込み)人。
②看護師・准看護師は早出、遅出勤務あり。
③介護職員は早出、遅出、夜間勤務あり。
④採用前の事前研修へ参加。
⑤通勤可能な人。
給与等 社会福祉法人加茂福祉会就業規則、給与規則による。
定期昇給のほか期末、勤勉手当と状態により扶養、通勤、住居手当を支給。
受験手続き 市販の履歴書に必要事項と左上に職種(例・看護師)を記入し、普通自動車免許証の写し、80円切手をはり、あて先明記の返信用封筒(定型)2通、写真2枚(1枚は履歴書にはり、1枚は添付)を提出し

加茂福祉会 職員募集

勤務施設 平成園(特別養護老人ホーム、デイサービスセンター)、第二平成園(特別養護老人ホーム、障害者支援施設、デイサービスセンター)、第三平成園(特別養護老人ホーム、デイサービスセンター)のいずれかに配属。

太鼓ユニット絶空(ゼクウ)メンバー募集

能や歌舞伎、武道などのさまざまなジャンルを取り入れた太鼓チームです。参加費無料で、見学も自由です。お気軽にお越しください。
練習日 毎週日曜日午後6時30分～8時30分
会場 ゆきつばき荘
対象 中学生以上
問い合わせ 室井さん(☎090-1298813398)

警察官を募集

平成25年4月採用の新潟県警察官を募集します。
試験職種 男性・女性警察官A(大学卒業・卒業見込み)
会場 新新潟市産業振興センター(新潟市中央区鐘木)
出展料 1小間10万5千円(間口3m×奥行3m)
出展対象 ものづくり、情報、環境、健康、くらし・サービスなどに携わる業種(機械技術・製品、電子デバイス、情報サービス、省エネほか)
展示規模 180小間(予定)
締め切り・問い合わせ 7月31日(火)までに新潟国際ビジネスメッセ開催事務局(☎025-1285-12210、<http://messe-niigata.jp>)

中小企業大学校研修と受講料補助制度

申し込みは、中小企業大学校三条校(☎38-0770)へ。
また、市では中小企業大学校三条校などの研修受講に対し、中小企業研修受講料補助金制度を設けています。受講前に商工観光課商工振興係(☎内線132)にお問い合わせください。

愛の血液助け合い運動実施中

献血にご理解と継続的なご協力を

皆さんが病気になったり、事故に遭ったときなどの治療に使われる輸血用血液は、すべて皆さんの善意の献血で得られた血液で賄われています。

長期保存のできない血液を一年を通じて安定的に供給するため、皆さんのご理解と継続的なご協力をお願いいたします。県内では、献血バスが各市町村を巡回しているほか、3カ所の献血ルームで毎日受付を行っています。

献血される方、輸血される方の安全のため、献血をご遠慮いただく場合があります。ご理解、ご協力をお願いします。

献血日程 【400ml・200ml献血】

日 時	会 場	受 付 時 間
7月29日（日）	リオン・ドール加茂店	午前9時30分～11時45分 午後1時～3時30分
12月21日（金）	市役所	午前10時～午後0時30分
	県立加茂病院	午後2時～4時
2月11日（月・祝）	リオン・ドール加茂店	午前9時30分～11時45分 午後1時～3時30分
3月14日（木）	市役所	午後1時30分～3時30分

献血ルーム（12/31、1/1は休み）

受付時間 午前10時～午後5時30分（献血ルーム千秋は午前9時30分～午後5時）

献血ROOM@東堀ふるふる
☎0120-400389



献血ルームばんだい ゆとりろ
☎0120-869950



献血ルーム千秋
☎0120-056339



問い合わせ 健康課衛生係 ☎52-0080内線162

新潟県赤十字血液センター ☎0120-788224、<http://www.niigata.bc.jrc.or.jp/>

みんなの健康支える国保

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかることができるように、日ごろから収入に応じてお金（保険税）を出し合い、みんなで助け合う制度です。

国保は医療保険の一つとして加茂市が運営しています。

職場の健康保険に加入している人とその扶養家族、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、すべての人が国保に加入します。

退職者医療制度の保険証

国保加入者のうち、会社などを退職して、年金（厚生年金や共済年金）を受けられる65歳未満の人とその被扶養者は「退職者医療制度」の保険証により、医療を受けます。

退職者医療制度は、本人の自己負担と保険税のほかは、職場の健康保険などが出し合う拠出金を財源とします。

退職者医療制度の対象となる人は保険証を切り替えますので、必ず届け出てください。対象者は、次の条件のすべて

に当てはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者です。

▼退職被保険者本人

- ① 国民健康保険に加入している65歳未満の人。
- ② 厚生年金保険や各種共済組合の年金制度から老齢（退職）年金を受けられることができる人で、これらの制度の加入期間が20年以上もしくは40歳以後の加入期間が10年以上ある人（雇用保険受給者、若年停止者を除く）。

▼被扶養者（扶養家族）

退職被保険者と生活を共にし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の

▼古い保険証は破棄

古い保険証は間違っって使わないように、はさみを入れ、確実に破棄してください。

▼資格がなくなったら返す

職場の保険に加入したときや他市町村へ転出する場合は、必ず届け出て保険証を返してください。

▼学生の場合

市外に住所を移している学生の人は、申請により保険証を交付します。

在学証明書または学生証の写しを添付し、市民課の窓口へ申請してください。

保険証は

8月更新



国保の保険証（国民健康保険被保険者証）は、毎年8月1日に更新します。

新しい保険証は「ページュ色」で今月下旬に家族分をまとめて、世帯主宛てに郵送しますので大切に保管してください。

8月になっても保険証が届かなかったり、氏名など保険証の記載事項に誤りがあったときは健康課までご連絡ください。

人。

① 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と三親等以内の親族、または配偶者の父母と子。

② 国民健康保険に加入している65歳未満の人。

③ 年間収入が130万円（60歳以上の人や障害者は180万円）未満の人。

保険証の切り替えには年金証書（加入期間が書いてある証書）と国民健康保険証が必要です。

保険証の有効期限

通常、保険証の有効期限は毎年7月31日となっていますが、次の場合は有効期限が別に定められていますので、ご確認ください。

■退職者医療の対象者は65歳まで

すでに退職者医療制度に該当している人とその被扶養者で、来年7月31日までに65歳になる人の保険証は、有効期限が誕生日の月末までとなっています。

これは退職者医療の対象者が65歳までとなっているためです。それらの人には、有効期限が切れる前に一般の保険証をお届けします。

■70歳になる人には兼高齢受給者証

8月1日現在70歳に達している人（以下高齢受給者。ただし、後期高齢者医療制度の対象者は除く）の保険証には「兼高齢受給者証・一部負担金割合2割（平成25年3月31日までは1割）」または「3割」と表示されています。

高齢受給者となるのは70歳の誕生日の翌月（1日生まれの人は誕生日）からです。

現在69歳で平成25年7月1日までに新たに70歳になる人の保険証は有効期限が誕生日の月末（1日生まれの人は前月末）までと表示されています。

それらの人には、有効期限が切れる前に一部負担金の割合が記載された新しい保険証（兼高齢受給者証）をお届けします。

■75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に

来年7月31日までに75歳に達する人の保険証の有効期限は誕生日の前日までと表示されています。

これは、75歳になると「後期高齢者医療制度」に加入することになるためです。

75歳の誕生日が近くなると後期高齢者医療制度の保険証をお届けします。

(5)

70歳未満の高額療養費自己負担限度額（月額）

所得区分	回数	3回目まで	4回目以降※1
	一般世帯		80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
上位所得世帯 ※2		150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※1 過去12カ月間に、1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。
 ※2 国保税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます。

70歳以上75歳未満の高額療養費自己負担限度額（月額）

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者 (3割)	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% ※4回目以降は44,400円
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I		15,000円

入院したときの食事代の標準負担額（1食当たり）

一般（下記以外の人）	260円	
住民税非課税世帯 低所得者II（70歳以上）	90日までの入院	210円
	90日超の入院（過去12カ月の入院日数）	160円
低所得者I（70歳以上）	100円	

※住民税非課税世帯（低所得者I、II）の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。健康課の窓口にお申し出ください。

70歳以上75歳未満の人の所得区分

①現役並み所得者（3割負担）

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。

ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、一人で383万円未満の場合は、申請により1割負担（平成25年4月からは2割の予定）。

②低所得者II

同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人。

③低所得者I

世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人。

対象者 住民税非課税世帯に属する人
 手続きに必要なもの 保険証、
 今お持ちの認定証（更新の場合）、
 長期入院該当者は、90日を超える入院を証明できるもの（領収書など）

▼限度額適用・標準負担額減額認定証
 対象者 70歳未満で医療機関での負担が限度額を超える人
 手続きに必要なもの 保険証、
 今お持ちの認定証（更新の場合）
 対象者 70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人
 手続きに必要なもの 保険証、
 今お持ちの認定証（更新の場合）



高額療養費のときは
限度額適用認定証の申請を

■70歳未満の高額療養費
 国保に加入している人の医療費が高額になったときに、一口での支払いは高額療養費の自己負担限度額まで済むようになっていきます。高額療養費の限度額は所得によって複数の区分がありますが、

医療機関の窓口で、その区分に応じた限度額を適用するために「限度額適用認定証」が必要です。
 入院や通院で自己負担が高額になるときは、あらかじめ健康課の窓口申請し、交付された認定証を提示することで、医療機関での負担が限度額までとなります。
 なお、複数の医療機関への支

払いで自己負担限度額を超える場合は、いったん3割分を支払い、後から申請していただくことで自己負担限度額を超えた分が支給されます。
 ■70歳以上の高額療養費
 70歳以上75歳未満の人は個人単位（外来のみ）と世帯単位（外来・入院）でそれぞれ自己負担限度額が設定されています。
 一般世帯、現役並み所得者は保険証だけを提示、低所得者I・IIに該当する人は、保険証と減額認定証を提示することで医療機関での負担が限度額までとな

ります。
 また、高額療養費は保険者ごとに月単位で計算するため、月の途中で75歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度の被保険者となる方は、同一月でそれまで加入していた医療保険制度（国保など）と後期高齢者医療制度のそれぞれで限度額を負担する場合があります。
 しかし、特例として75歳に到達した月は、移行前後の医療保険制度で限度額がそれぞれ本来の額の2分の1になります。（1日生まれを除く）

■食事の減額認定証
 入院時の食事負担額は1食260円ですが、住民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人は、1食210円（90日を超える入院の場合は160円・70歳以上の人で所得が0円となる世帯の人は100円）に減額されます。
 ■限度額適用認定証などの更新
 今お持ちの「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。
 既に認定証をお持ちの人で引き続き必要と思われる人や、新たに認定を受けようとする人は、健康課国民健康保険係で手続きをしてください。

国保特別会計

9年連続赤字

平成23年度の加茂市の国保加入者1人当たりの年間国保税(医療分+後期高齢者支援金分)は、7万4千382円、1世帯当たりでは、13万1千975円となりました。

これは、前年度に比べ、1人当たりでは0.1%の増加、1世帯当たりでは0.5%の減少でした。

一方、1人当たりの年間医療費は32万3千870円となり、内訳をみると、国保一般が31万7千692円で、前年度に比べ4.3%の増加、退職が39万5千737円で、前年度比11・0%の増加となりました。

国民健康保険特別会計の収支

状況の支出では、全体の95%、約30億1千800万円が皆さんの医療費などの支出に充てられています。

また、これらを賄う収入は、皆さんから納めていただく国保税や国からの負担金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金や一般会計からの繰入金などとなっています。

国保特別会計は、平成15年度から赤字が続いており、23年度は1億1千万円余りの赤字決算となる見込みです。

国保税の計算方法

国保に加入している40歳~64歳の人は医療保険分(医療分)と後期高齢者支援分(後期分)、介護納付金分(介護分)を合

せた額を、国民健康保険税として世帯主から納めていただくことになっています。

今年度の納期は7月から翌年3月までの9回です。また、国民健康保険に加入している世帯主および世帯全員が65歳以上75歳未満の世帯は、原則として年金からの天引による特別徴収によって納めていただきます。

平成24年度の国保税は、前年度と同じ税率で計算します。

■年齢別の税額

▼40歳未満の人 医療分と後期分について次の計算方法の組み合わせで決められます(介護分の負担なし)。

①所得割額↓基礎控除後の所得金額の6・16%

■受診は時間内に

急病など特別な場合のほかは時間外や休日の受診は避けるようにしましょう。

■ハシゴ受診はやめましょう

お医者さんを次々と替える人がいますが、これは同じ検査を何回もしたりしてムダなばかりか、薬が重なったりして危険なこともありますので、やめましょう。

医療費を大切に

使いまししょう

国保は高齢者の加入割合が高く(60歳以上の加入者が52%)、医療費の増加や国保税の負担能力など、制度の維持、運営に大きな影響を与えています。

医療費を大切にするためにも、みんなでお医者さんの上手な

■家庭医を持ちましょう

あなたの病歴や体質、生活環境や健康状態をよく知っている、かかりつけの家庭医を持つことは、病気の治療にたいへん役立ちます。

■早期発見・早期治療を

どんな病気も早期発見・早期治療が大切です。ふだんと様子が違ったら、早めを受診しましょう。

②資産割額↓固定資産税額の19・78%

③均等割額↓被保険者1人につき年2万5千円

④平等割額↓1世帯につき年1万9千円

《後期分》

①所得割額↓基礎控除後の所得金額の1・80%

②資産割額↓固定資産税額の7・80%

③均等割額↓被保険者1人につき年8千円

④平等割額↓1世帯につき年5千円

▼40歳~64歳の人(介護保険の第二号被保険者)

40歳未満の人と同様の計算方法で医療分、後期分の額を算出し、それに介護分の額を合計した額になります。

また、年度の途中で40歳になる人は、40歳の誕生日が属する月(1日が誕生日の場合はその前月)から介護分を併せた国保税を納めます。

《介護分》

①所得割額↓基礎控除後の所得金額の2・45%

②均等割額↓被保険者1人につき年1万3千420円

▼65歳以上の人(介護保険の第一号被保険者)

40歳未満の人と同様の計算方法による医療分と後期分の合算

額となります。

年度の途中で65歳になる人は、65歳になる月の前月(誕生日が1日の人はその前々月)まで介護分が計算され、65歳になった月の分からは第一号被保険者の介護保険料を納めることとなります。

■国保税は忘れずに

国保税は、国保を運営するうえでとても大切な財源です。未納や納め忘れなどがあると、国保財政は苦しくなり、十分な給付ができなくなります。

国保税は、納期限までに納めるようご協力ください。

▼納付は口座振替で

口座振替は、1回の手続きで確実に納税できます。便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の依頼書は、市内の金融機関(郵便局を含む)と税務課、市民サービスセンターの窓口に用意してあります。

25日までの申し込みは、翌月納期分から口座振替納税となります。

▼納付はいつから 国保税は他の市町村から転入してきたときや職場の健康保険などをやめたときなど、国保の資格を得た月の分から納めていただきます。

届け出をしたときからではありませんので、ご注意ください。

後期高齢者医療制度

■保険証は桃色に
後期高齢者医療制度の保険証が8月1日に更新されます。

新しい保険証は桃色で、今月下旬に個人宛に郵送しますので、大切に保管してください。

8月になっても保険証が届かなかったり、保険証の記載事項に誤りがあったときは健康課までご連絡ください。

■保険料

平成24年度分の保険料は今月中旬に個別に保険料額決定通知書でお知らせします。

保険料は、所得割（基礎控除

後の前年中の所得の7・15%）と均等割（一人当たり3万5千300円）の合計で算定します。

問い合わせ 健康課国民健康保険係、新潟県後期高齢者医療広域連合（☎025-285-3221）

事故に遭ったら

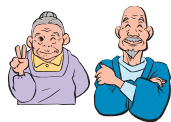
届け出を

交通事故など、第三者（加害者）から受けた傷害による医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。

しかし、その負担（弁償）が不十分であったり、遅れたりする場合には、国保や後期高齢者医療制度の保険証を使って治療

後期高齢者が対象

人間ドック費用を一部助成



人間ドック費用の一部を助成します（受診後に申請）。

対象 平成24年4月1日〜平成25年3月31日までに人間ドックを受診した人で、受診時に後期高齢者である人。

助成金額 1万円（上限）

必要なもの ①申請書（健康課窓口にあります）

②受診者名、受診日が記載され、

人間ドック受診を証明できる領収書（領収書がない場合はドックの結果成績書）
③保険証 ④印鑑
⑤通帳など振込先口座が分かるもの（ゆうちょ銀行は振込先の店名、預金種目、口座番号が必要）
申請・問い合わせ 健康課衛生係（☎内線164）

を受けることができます。

この場合、医療費を医療保険が一時的に立て替え、あとから加害者に請求することになります。国保や後期高齢者医療制度の保険証を使い診療を受けるときは「第三者行為による被害書」を健康課国民健康保険係に提出してください。

■届け出の際の注意

- ・加害者の住所、氏名、自動車損害賠償責任保険の加入の有無を確認しておく。
- ・交通事故証明書を取り寄せる。
- ・保険証と印鑑を持参する。

■事故に遭ったときは

- ・軽いけがだと思っても、必ず警察へ届ける。
- ・免許証、車検証、保険証などで相手を確認する。
- ・自動車のナンバーを控える。
- ・示談をする前に健康課国民健康保険係へ相談（加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませると保険証は使用不可）。

不審電話に

ご注意を



最近、社会保険事務所や市役所の職員などと名乗り、医療費の還付をするといった口座番号を聞きだしたり、銀行等のATMで振り込み額を確認するよう

後発医薬品への切り替え 医療費を試算しお知らせ



後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売された、先発医薬品と同じ有効成分や効果・効能をもつ安価な医薬品です。

国保では、現在処方されている先発医薬品から、後発医薬品に切り替えた場合、どれくらい医療費が安くなるか試算してお知らせします。

対象者 月に14日以上薬を投与された12歳以上の被保険者で、病名による絞り込みを行った試算の結果100円以上の差額が見込まれる人。

通知月 7月、10月、2月の予定
問い合わせ 健康課国民健康保険係

促す不審な電話や訪問の事例が各地で報告されています。

市役所では、手続きをしない人に口座番号を聞くことや、銀行等のATMに行って操作をお願いすることはありませんので、このような電話、訪問があったら健康課にお問い合わせください。

非自発的失業者に係る

国保税の軽減措置

倒産・解雇・雇止めなどの非自発的な失業のため社会保険を脱退し、国保に加入した人に対して国保税を軽減します。

対象者 対象となるのは次のすべての条件を満たす人。
・平成21年3月31日以降に失業した人。
・失業時点で65歳未満の人。

※雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職者）または特定理由離職者（雇止めなどによる離職者）であること。

・雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職者）または特定理由離職者（雇止めなどによる離職者）であること。
※雇用保険受給資格者証の第1面「12 離職理由」欄に記載の離職理由コードが11、12、21、22、31、32、23、33、34の人が該当します。

軽減内容 国民健康保険税の所得割を算定する際に、非自発的失業者の前年の給与所得を30/100として算定します。

軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。ただし、平成21年度以前に遡ることはできません。

申請方法 国民健康保険証と雇用保険受給資格者証の原本を持参し、健康課窓口へ届け出てください。



暮らしのカレンダー

7月・8月

7月 23 (月) 伝減	・民俗資料館休館日 ・公民館・市民体育館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日	30 (月) 大安	・民俗資料館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日
24 (火) 大安	・温水プール休館日	31 (火) 赤口	・温水プール休館日
25 (水) 赤口	・行政相談 市役所相談室 1 9:00~11:30 ・心配ごと相談 市役所相談室 4 9:00~16:00 ・公証法律相談 市役所相談室 3 13:00~16:00	8月 1 (水) 先勝	・心配ごと相談 市役所相談室 4 9:00~16:00
26 (木) 先勝	・なんでも健康相談 ゆきつばき荘 9:30~11:30 ・読もう、語ろうイギリス文学 市立図書館 10:00から ・読書会 市立図書館 13:30から	2 (木) 友引	・なんでも健康相談 下条コミセン 9:30~11:30 ・子ども映画会「太郎ヶ池の夏まつり」ほか 市立図書館 14:00から
27 (金) 友引		3 (金) 先負	
28 (土) 先負	・総体 登山 会津駒ヶ岳 12:30から ・子ども映画鑑賞会「さよならカバくん」ほか 市立図書館 14:00から	4 (土) 伝減	・心配ごと相談 上町コミセン 9:00~12:00 ・司法書士による無料法律相談(司法書士会三条支部相談員:水信誠四郎さん 前日までに要予約 ☎52-9443) 上町コミセン 9:00~12:00 ・映画鑑賞会(一般)「父と暮らせば」 市立図書館 14:00から ・古典文学の集い 市立図書館 14:00から ・民俗資料館休館日
29 (日) 伝減	☎休日当番医 須田医院 ☎41-5025 9:00~17:00 ・総体 硬式テニス(ダブルス) 庭球場 8:00から ・献血(400ml、200ml) リオン・ドール加茂店 9:30~11:45、13:00~15:30 ・民俗資料館休館日	5 (日) 大安	☎休日当番医 星野内科医院 ☎41-4141 9:00~17:00 ・総体 { 野球(一般、壮年の部) 七谷野球場ほか 8:00から 水泳 市民プール 8:30から ・民俗資料館休館日

保健・衛生事業の日程は、健康カレンダーをご覧ください。

食品研究センター ふれあい参観デー

「食の科学を楽しもう!」をテーマに、工場棟見学や各種イベントを開催(入場無料)。
日時 8月3日(金) 午前10時~正午、午後1時~3時
会場 新潟県農業総合研究所食品研究センター(新栄町2)

内容 工場棟見学(マイクロバブル体験、午前午後各1回)。色の世界を体験!塩麴、甘酒で知る麴のパワー、電池の部屋、給を作ろう、温度で変化する食品の性質、いろんな食べ物に!(デンブンのふしぎ)、ダイラタンシー&「高圧」米粉パン。ポスターで研究成果紹介。
問い合わせ 食品研究センター園芸特産食品科(☎52-3240)

加茂の「今」展 作品募集

募集作品 日本画、洋画、彫塑、工芸、書道、写真、生け花
出品料 500円(1人1点でサイズは不問)
搬入日 9月13日(木)
会期 9月14日(金)~17日(月)

人口のうごき	7月1日現在
世帯	10,227(+7)
人口	30,109(-16)
男	14,534(-12)
女	15,575(-4)
()内は前月比	
(6月異動分)	
出生	16(男9女7)
死亡	31(男15女16)
転出	33
転入	32

市立図書館 夏休み中の臨時開館する日 7月23日、30日、8月6、13、20、27日 開館時間 午前9時~午後6時
休館日を臨時開館 利用できる場所 1階閲覧室と2階学習室 問い合わせ 市立図書館(☎53-3500)